

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2022年11月11日

【四半期会計期間】 第69期第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

【会社名】 佐藤食品工業株式会社

【英訳名】 SATO FOODS INDUSTRIES CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上田 正博

【本店の所在の場所】 愛知県小牧市堀の内四丁目154番地

【電話番号】 (0568)77 7316(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 那須 智

【最寄りの連絡場所】 愛知県小牧市堀の内四丁目154番地

【電話番号】 (0568)77 7316(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 那須 智

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間		第68期	第69期	第68期
		第2四半期累計期間 自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	第2四半期累計期間 自 2022年4月1日 至 2022年9月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上高	(千円)	2,656,801	2,789,002	5,643,646
経常利益	(千円)	423,459	319,798	877,452
四半期(当期)純利益	(千円)	336,182	211,664	727,937
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	3,672,275	3,672,275	3,672,275
発行済株式総数	(株)	9,326,460	9,326,460	9,326,460
純資産額	(千円)	18,550,599	18,927,730	18,740,265
総資産額	(千円)	20,115,632	20,398,887	20,317,930
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	53.68	50.22	117.35
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	53.36	49.73	116.66
1株当たり配当額	(円)	15.00	15.00	35.00
自己資本比率	(%)	92.0	92.6	92.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	401,330	397,114	844,392
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	111,001	186,041	221,192
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	93,969	84,095	187,931
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	8,943,709	9,309,598	9,182,619

回次 会計期間		第68期	第69期
		第2四半期会計期間 自 2021年7月1日 至 2021年9月30日	第2四半期会計期間 自 2022年7月1日 至 2022年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	25.94	18.00

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また当社は、子会社及び関連会社を一切有しておりません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

##### 経営成績の状況

当第2四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「本感染症」といいます）の新たな変異株の流行により新規感染者数が急増したものの、これまでのような行動制限策が講じられなかったことから、緩やかに社会経済活動の正常化が進み、個人消費にも持ち直しの動きが見られました。一方で、本感染症の最終的な収束の見通しが困難であることや、急速に進行した円安、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による物価上昇などから、依然として先行き不透明な状況が続くものと予想されます。海外経済につきましては、一部の国では本感染症の規制を撤廃する動きが見られるなど、社会経済活動の正常化が進むものの、新たな変異株への懸念や、金融資本市場の変動による景気の下振れリスク、長期化するロシア・ウクライナ情勢など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社といたしましては、顧客、取引先及び従業員の安全確保を最優先に、一時的な操業停止など本感染症の感染拡大に伴うリスクを避けるため、マスク着用や手洗い消毒などの、基本的な感染拡大防止対策を講じつつ、国内の感染状況に応じて営業活動や来客対応の制限などの対策を行うとともに、変化、多様化する消費者ニーズやエネルギーコスト及び原材料コストの動向に注視しながら事業活動を継続してまいりました。

このような状況のもと、当社の当第2四半期累計期間における売上実績は、前年同四半期累計期間から茶エキスを中心に緩やかな回復基調で推移いたしました。

茶エキスにつきましては、玄米茶エキス・ウーロン茶エキス等が減少したものの、ほうじ茶エキス・緑茶エキス等が増加したため、売上高は1,128百万円（対前年同四半期比8.9%増）となりました。

粉末天然調味料につきましては、粉末ソース等が減少したものの、粉末鰹節・粉末魚介等が増加したため、売上高は890百万円（同0.3%増）となりました。

植物エキスにつきましては、果実エキス等が増加したため、売上高は368百万円（同9.6%増）となりました。

液体天然調味料につきましては、鰹節エキス等が減少したものの、椎茸エキスが増加したため、売上高は343百万円（同0.3%増）となりました。

粉末酒につきましては、ラムタイプ等が減少したものの、ワインタイプ等が増加したため、売上高は54百万円（同8.3%増）となりました。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は2,789百万円（同5.0%増）となり、前年同四半期に比べ132百万円増加しました。

利益面につきましては、売上原価の増加により営業利益は258百万円（同29.9%減）、経常利益は319百万円（同24.5%減）となりました。また、法人税等59百万円（同33.5%減）を計上したため、四半期純利益は211百万円（同37.0%減）となりました。

なお、当社は食品加工事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

#### 財政状態

当第2四半期会計期間末における資産合計は20,398百万円となり、前事業年度末に比べ80百万円増加しました。

流動資産については12,024百万円となり、前事業年度末に比べ130百万円増加しました。主に、売上債権が55百万円減少したものの、現金及び預金が126百万円増加したことによります。

固定資産については8,374百万円となり、前事業年度末に比べ49百万円減少しました。主に、有形固定資産が22百万円増加したものの、投資有価証券が83百万円減少したことによります。

負債合計は1,471百万円となり、前事業年度末に比べ106百万円減少しました。

流動負債については1,400百万円となり、前事業年度末に比べ106百万円減少しました。主に、賞与引当金が15百万円増加したものの、未払金が115百万円減少したことによります。

固定負債については70百万円となり、前事業年度末から変動はありませんでした。

純資産合計は18,927百万円となり、前事業年度末に比べ187百万円増加しました。主に、配当金の支出により84百万円減少したものの、四半期純利益211百万円を計上し、その他有価証券評価差額金が54百万円増加したことによります。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ126百万円増加し、9,309百万円となりました。

なお、当第2四半期累計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動による資金の増加は、397百万円(前年同四半期は401百万円の増加)となりました。これは主に、税引前四半期純利益270百万円及び、減価償却費143百万円によるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動による資金の減少は、186百万円(前年同四半期は111百万円の減少)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出261百万円によるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動による資金の減少は、84百万円(前年同四半期は93百万円の減少)となりました。これは主に、配当金の支払額84百万円によるものであります。

#### (3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

#### (4) 研究開発活動

当第2四半期累計期間の研究開発費の総額は121百万円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,000,000
計	27,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,326,460	9,326,460	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株 であります。
計	9,326,460	9,326,460		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2022年7月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5
新株予約権の数(個)	484(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,840(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2022年8月9日～2052年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,155 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

新株予約権証券の発行時(2022年8月8日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は、10株であります。

新株予約権割当後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項  
残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年9月30日		9,326,460		3,672,275		3,932,375

## (5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	2022年9月30日現在
			発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
横浜冷凍株式会社	神奈川県横浜市西区 みなとみらい4丁目6番2号	579	13.74
ブルドックソース株式会社	東京都中央区日本橋兜町11番5号	390	9.26
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4番地10	335	7.95
レイズネクスト株式会社	神奈川県横浜市中区桜木町 1丁目1番地8	295	7.01
株式会社名古屋銀行	愛知県名古屋市中区 錦3丁目19番17号	271	6.44
株式会社愛知銀行	愛知県名古屋市中区 栄3丁目14番12号	267	6.35
湯原善衛	愛知県瀬戸市	225	5.34
佐藤京子	愛知県岩倉市	203	4.83
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地	200	4.74
湯原幸子	愛知県瀬戸市	152	3.61
計		2,919	69.27

(注) 上記の他、当社所有の自己株式 5,111千株があります。

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,111,400		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,207,000	42,070	同上
単元未満株式	普通株式 8,060		
発行済株式総数	9,326,460		
総株主の議決権		42,070	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式 12株が含まれております。

## 【自己株式等】

2022年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 佐藤食品工業株式会社	愛知県小牧市堀の内 四丁目154番地	5,111,400		5,111,400	54.81
計		5,111,400		5,111,400	54.81

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。



## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(2022年7月1日から2022年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2022年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	9,182,619	9,309,598
受取手形及び売掛金	1,239,729	1,184,566
製品	686,690	722,063
仕掛品	429,550	354,744
原材料及び貯蔵品	307,125	352,370
その他	48,546	101,730
貸倒引当金	-	365
流動資産合計	11,894,261	12,024,708
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,460,639	1,415,634
機械及び装置（純額）	685,387	652,607
土地	2,558,304	2,558,304
建設仮勘定	149,377	214,604
その他（純額）	101,509	137,012
有形固定資産合計	4,955,217	4,978,163
無形固定資産	40,028	34,879
投資その他の資産		
投資有価証券	3,007,182	2,924,040
破産更生債権等	1,409,286	1,408,337
繰延税金資産	138,410	134,437
その他	282,829	302,658
貸倒引当金	1,409,286	1,408,337
投資その他の資産合計	3,428,422	3,361,136
固定資産合計	8,423,668	8,374,179
資産合計	20,317,930	20,398,887

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2022年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	282,909	276,626
短期借入金	670,000	670,000
未払金	208,089	92,388
未払法人税等	79,717	89,845
賞与引当金	110,000	125,000
その他	156,718	147,067
流動負債合計	1,507,435	1,400,927
固定負債		
役員退職慰労引当金	14,580	14,580
資産除去債務	55,649	55,649
固定負債合計	70,229	70,229
負債合計	1,577,664	1,471,156
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,672,275	3,672,275
資本剰余金	4,439,113	4,439,113
利益剰余金	13,277,384	13,404,748
自己株式	3,406,859	3,406,859
株主資本合計	17,981,914	18,109,277
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	722,724	777,241
評価・換算差額等合計	722,724	777,241
新株予約権	35,626	41,212
純資産合計	18,740,265	18,927,730
負債純資産合計	20,317,930	20,398,887

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自2022年4月1日 至2022年9月30日)
売上高	2,656,801	2,789,002
売上原価	1,858,068	2,095,560
売上総利益	798,733	693,441
販売費及び一般管理費	430,178	435,102
営業利益	368,554	258,339
営業外収益		
受取利息	509	567
有価証券利息	196	98
受取配当金	51,394	59,722
貸倒引当金戻入額	-	47
その他	4,883	3,470
営業外収益合計	56,983	63,906
営業外費用		
支払利息	1,851	1,850
投資有価証券償還損	-	536
その他	227	60
営業外費用合計	2,079	2,447
経常利益	423,459	319,798
特別利益		
受取損害賠償金	3,000	491
特別利益合計	3,000	491
特別損失		
損害賠償金	-	3,113
固定資産除却損	1,345	290
投資有価証券評価損	-	46,044
特別損失合計	1,345	49,448
税引前四半期純利益	425,114	270,841
法人税等	88,932	59,177
四半期純利益	336,182	211,664

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自2022年4月1日 至2022年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	425,114	270,841
減価償却費	139,696	143,882
貸倒引当金の増減額(は減少)	826	583
賞与引当金の増減額(は減少)	15,000	15,000
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	2,550	-
保険解約損益(は益)	-	450
受取利息及び受取配当金	52,100	60,388
支払利息	1,851	1,850
有形固定資産除却損	1,345	290
投資有価証券評価損益(は益)	-	46,044
投資有価証券償還損益(は益)	-	536
受取損害賠償金	3,000	491
損害賠償金	-	3,113
売上債権の増減額(は増加)	150,287	55,162
棚卸資産の増減額(は増加)	133,632	5,892
未収消費税等の増減額(は増加)	18,570	-
その他の流動資産の増減額(は増加)	44,087	53,304
仕入債務の増減額(は減少)	66,405	6,282
未払金の増減額(は減少)	18,151	17,912
未払費用の増減額(は減少)	6,755	6,799
未払消費税等の増減額(は減少)	24,548	16,116
破産更生債権等の増減額(は増加)	826	948
その他の流動負債の増減額(は減少)	12,646	1,932
その他	6,869	5,585
小計	457,466	386,698
利息及び配当金の受取額	52,146	60,533
利息の支払額	1,830	1,848
損害賠償金の受取額	-	491
損害賠償金の支払額	-	1,309
法人税等の支払額	106,452	47,450
営業活動によるキャッシュ・フロー	401,330	397,114

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	88,077	261,687
投資有価証券の取得による支出	4,978	4,975
投資有価証券の償還による収入	-	100,000
長期前払費用の取得による支出	4,572	7,857
その他の支出	13,372	12,625
その他の収入	-	1,105
投資活動によるキャッシュ・フロー	111,001	186,041
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
自己株式の取得による支出	174	-
自己株式の売却による収入	7	-
配当金の支払額	93,802	84,095
財務活動によるキャッシュ・フロー	93,969	84,095
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	196,359	126,978
現金及び現金同等物の期首残高	8,747,349	9,182,619
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,943,709	9,309,598

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第2四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には法定実効税率を使用しております。

(追加情報)

前事業年度の有価証券報告書の(重要な会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当第2四半期会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2022年9月30日)
当座貸越限度額及び 貸出コミットメントの総額	2,300,000千円	-千円
借入実行残高	670,000千円	-千円
差引額	1,630,000千円	-千円

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
試験研究費	102,836千円	121,982千円
給与手当	69,453千円	63,625千円
役員報酬	47,910千円	44,520千円
荷造・運搬費	45,123千円	48,019千円
賞与引当金繰入額	22,196千円	19,785千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
現金及び預金	8,943,709千円	9,309,598千円
現金及び現金同等物	8,943,709千円	9,309,598千円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

## 1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	93,897	15.00	2021年3月31日	2021年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年11月5日 取締役会	普通株式	94,002	15.00	2021年9月30日	2021年12月3日	利益剰余金

当第2四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

## 1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	84,300	20.00	2022年3月31日	2022年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年11月4日 取締役会	普通株式	63,225	15.00	2022年9月30日	2022年12月2日	利益剰余金

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

当社は、食品加工事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。



(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前第2四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

区分	金額(千円)
茶エキス	1,036,824
粉末天然調味料	888,369
植物エキス	335,877
液体天然調味料	342,384
粉末酒	50,595
その他	2,749
顧客との契約から生じる収益	2,656,801
一時点で移転される財	2,656,801
一定の期間にわたり移転される財	
顧客との契約から生じる収益	2,656,801

当第2四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

区分	金額(千円)
茶エキス	1,128,606
粉末天然調味料	890,854
植物エキス	368,262
液体天然調味料	343,580
粉末酒	54,815
その他	2,883
顧客との契約から生じる収益	2,789,002
一時点で移転される財	2,789,002
一定の期間にわたり移転される財	
顧客との契約から生じる収益	2,789,002

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	53円68銭	50円22銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	336,182	211,664
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	336,182	211,664
普通株式の期中平均株式数(株)	6,263,187	4,215,048
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	53円36銭	49円73銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(株)	36,697	41,534
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

## 2 【その他】

### (1) 中間配当

第69期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）中間配当について、2022年11月4日開催の取締役会において、2022年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	63,225千円
1株当たりの金額	15円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2022年12月2日

### (2) 重要な訴訟事件等

#### 当社元取締役に対する損害賠償請求訴訟

当社は、2009年11月11日、当社元取締役6名に対し、これらの者による過去の資産運用等について、取締役としての任務懈怠（善管注意義務違反、忠実義務違反）等があったことを理由に、これにより当社が被った損害（57億5,013万7,260円）の一部（11億円（被告2名についてはその内の3億円）およびこれに対する訴状送達日の翌日から年5分の割合による遅延損害金）について、損害賠償請求訴訟を名古屋地方裁判所に提起しました。本件訴訟につきましては、2011年11月14日、名古屋地方裁判所からの和解勧告に従い、被告6名のうち2名について和解により解決しております。その後、2011年11月24日、名古屋地方裁判所は、和解勧告に応じなかった被告4名のうち2名に対しては、当社の請求どおり、3億円および遅延損害金の支払いを命じ、その余の当社の請求は棄却する旨の判決を言い渡しました。当社としましては、当該判決のうち当社の請求が認められなかった部分を不服として、2011年12月12日、名古屋高等裁判所に控訴を提起しておりましたが、2013年1月21日、名古屋高等裁判所からの和解勧告に従い、残りの2名については和解により解決しております。一方、和解による解決とならなかった2名は、名古屋地方裁判所による一審判決を不服として、2011年12月9日、名古屋高等裁判所に控訴を提起しておりましたが、2013年3月28日、名古屋高等裁判所は、当該控訴をいずれも棄却する旨の判決を言い渡しました。その後、同2名は、2013年4月12日付けで最高裁判所に対する上告受理の申立てを行っておりましたが、2013年10月1日、最高裁判所は、当該申立てを上告審として受理しない旨の決定を言い渡しました。その後、同2名のうち1名については、東京地方裁判所より2018年1月17日付けで破産手続開始決定、2018年6月8日付けで破産手続廃止決定、2018年6月8日付けで免責許可決定があり、同人からの回収は困難な状況となりました。なお、同2名のうちの他の1名については、現時点で回収の見通しは不確定であることから、詳細が決まり次第、適時開示いたします。

株式会社MAGねっとホールディングス（当時の商号は、株式会社MAGねっと。以下、「MAGねっと」といいます。）および株式会社ASA（当時の商号は、株式会社KEホールディングス。以下「ASA」といいます。）に対する保証債務履行請求訴訟

当社は、2009年1月16日、株式会社SFCG（以下、「SFCG」といいます。）が発行したコマーシャル・ペーパー（額面金額15億円。以下、「本CP」といいます。）を引き受けた際、同日付けでMAGねっとおよびASAから本CPに係る償還債務全額について保証を受けておりました。その後、SFCGが2009年2月23日、東京地方裁判所民事第20部に対し民事再生手続開始を申立てたことにより、本CPに係る償還債務全額についてSFCGが期限の利益を喪失した結果、当社は、保証人であるMAGねっとおよびASAに対し、2009年2月26日、本CPに係る15億円の保証債務履行請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。本件訴訟につきましては、2010年4月30日、東京地方裁判所民事第45部より、原告（当社）の被告ら（MAGねっとおよびASA）に対する総額15億円および遅延損害金の請求権の存在を認める旨の判決が言い渡されました。その後、被告らが東京高等裁判所に控訴しましたが、2010年10月28日、東京高等裁判所第4民事部より、被告らが原告（当社）に対して、連帯して15億円および遅延損害金を支払うよう命じる判決が言い渡されております。

なお、株式会社東京証券取引所は、2016年6月30日、MAGねっとが同日提出した有価証券報告書によって、MAGねっとが2015年3月期決算に続いて2016年3月期決算においても債務超過となったことが確認されたため、MAGねっと株式を2016年8月1日に上場廃止とすることを決定し、整理銘柄に指定しました。その後、MAGねっと株式は、2016年8月1日付けで上場廃止となりました。

また、SFCGは東京地方裁判所民事第20部より2009年2月24日に民事再生手続開始決定を受けましたが、2009年3月24日に同裁判所はSFCGの再建の見込みがないと判断し民事再生手続廃止を決定し、2009年4月21日に破産手続開始決定をしました。その後、2019年12月18日に同裁判所はSFCGの破産手続きの終結を決定しております。

今後とも、判決に基づく回収の見通しは不確定であることから、詳細が決まり次第、適時開示いたします。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月11日

佐藤食品工業株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水 野 大

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 谷 光 尋

#### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている佐藤食品工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第69期事業年度の第2四半期会計期間(2022年7月1日から2022年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、佐藤食品工業株式会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。